

【件名】新型コロナウイルス（ナミビア政府による措置の一部緩和）

【ポイント】

6月14日、ガインゴブ大統領及び関係閣僚が会見を開き、16日から現行の措置を一部変更し、7月15日まで継続する旨を発表しました。主要な点は以下のとおりです（今回発表された原文は以下のリンクをご覧ください。）。

（大統領ステートメント）

<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100358172.pdf>

（保健大臣ステートメント）

<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100358174.pdf>

1 ナミビアにおける新型コロナ感染状況等

（1）5月10日から始まった新型コロナ感染第5波は、5月18日に一日の新規感染者数が585人に達してピークを迎え、現在はその最終段階である。

（2）現在の新規感染は、オミクロンB. A4株及び恐らくB. A5株によるものであり、いずれのウイルス株もナミビア大学の調査により当地での感染が確認されたものである。

2 現行の新型コロナ措置からの変更点

（1）新型コロナ陽性者のうち、無症状者及び軽症者については、最新の知見を踏まえて隔離期間を5日間に短縮することとした。また、濃厚接触者についても隔離期間を5日間に短縮する。

（2）16日以降、12歳以下のナミビアへの渡航者は、ワクチン証明書及び陰性証明書を求められない。

（注：大統領ステートメントにおいては上記と矛盾した情報が記載されていますが、保健・社会サービス省担当者から上記情報が正しい旨を確認済みです。）

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

（感染症情報）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html